



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会社名 株式会社スタジオアリス
代表者名 代表取締役社長 川村 廣明
(コード番号：2305 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 中井 俊宏
(TEL. 06-6343-2600)

決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月10日開催の取締役会において、平成29年3月28日開催予定の第43期定時株主総会で定款の一部変更の件が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

業務繁忙期と次年度の事業計画策定期間の重複を避け、より効率的な事業運営を図るため。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年12月31日

変更後：毎年2月末日

(注1) 決算期変更の経過期間となる第44期事業年度は、平成29年1月1日から平成30年2月28日までの14ヶ月決算となります。

(注2) 国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う方針です。

3. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
第三章 株主総会 第13条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 第六章 計 算 第35条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までの1年とする。	第三章 株主総会 第13条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。 第六章 計 算 第35条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>3月1日</u> から <u>翌年2月末日</u> までの1年とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第37条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>（附則） （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第37条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>2月末日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>8月31日</u>とする。</p> <p>（附則）</p> <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>第2条（事業年度の期間に関する経過措置）</u> <u>第35条の規定にかかわらず、第44期事業年度は平成29年1月1日から平成30年2月28日までの14ヶ月とする。</u></p> <p><u>第3条（中間配当の基準日に関する経過措置）</u> <u>第37条2項の規定にかかわらず、第44期事業年度の中間配当の基準日は平成29年6月30日とする。</u></p> <p><u>第4条（一部附則の削除）</u> <u>本附則第2条から第4条は、第44期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

4. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第44期事業年度の業績見通しにつきましては、平成29年2月10日の平成28年12月期決算短信にて公表した通りです。

以 上